

2021年1月5日

## 資格更新に伴う自宅学習について

CPDSでは自宅学習を認めておりませんが、以下の【条件】を満たした資格更新に伴う自宅学習（インターネット学習を含む）のみ集合形式と同様に審査をいたします。

【条件】 過去2年連続でCPDSに承認実績がある講習会であること

### ●ユニット計算

資格付与事業者・主催者が想定している時間の半分とします。

（参考）

規定講習（ユニット対象）時間 7時間 → 3.5 ユニット（四捨五入） → 4ユニット 承認

### ●対象申請

2021年4月1日以降実施の申請

※2020年3月31日までに実施した同様の自宅学習については2020年度救済措置の規定で審査

### ●注意事項

- 1.資格付与事業者・主催者が、学習の確認を行っていない場合は非承認とします。  
（例）学習テキストと受講証明書を同時に郵送している
- 2.CPDSで技能講習と判断する自宅学習は対象外とします。
- 3.資格を伴う自宅学習がインターネットを利用している場合、原則、自宅学習として審査をしますが、資格付与事業者・主催者がCPDSインターネット学習の認定を受けていればインターネット学習（形態コード403）として審査します。
- 4.自宅学習と集合講習の両方で1つの講習であれば、自宅学習時間は半分で計算します。  
集合講習時間は通常通り計算します。

**各資格講習についてのお問い合わせはご遠慮いただきますようお願いいたします。**